

## 過疎地の郵便局のサービス水準を堅持する意見書

改正郵政民営化法（以下改正民営化法）が成立し、三事業一体サービスの確保、金融ユニバーサルサービスが義務付けられたが、今年10月1日から発足する日本郵便株式会社において2013年度から実施を検討されている過疎地の郵便局を隔日営業や半日営業とすることが実施されれば、地域住民にとって非常に不便なものとなり、改正民営化法第七条の二（郵便事業に係る基本的な役務の提供の確保）の条文に反することとなる。

また、隔日営業、半日営業の実施は過疎地域の郵便局の廃止にもつながっていくのは目に見えている。

昨年来、東日本大震災はもとより各地で大きな災害が続いたが、郵便局は被災者救援のため、被災地の復旧、復興に大きな貢献をしており被災者の心の支えとなっている。

地域再生・地域振興の核となる郵便局は、過疎地域にとって必要不可欠であり、過疎地の郵便局のサービス水準を堅持することを求める。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内閣総理大臣様  
総務大臣様  
郵政民営化担当大臣様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林 俊之